

佐賀県勤労者福祉会館管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年六月三十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第五十一号

佐賀県勤労者福祉会館管理規則を廃止する規則

佐賀県勤労者福祉会館管理規則（昭和六十一年佐賀県規則第四十九号）は、
廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。

（佐賀県行政組織規則の一部改正）

2 佐賀県行政組織規則（平成十六年佐賀県規則第十六号）の一部を次のよう
に改正する。

別表の農林水産商工本部の項中 「工業技術センター」
勤労者福祉会館」 を「工業技術セ
ンター」に改める。